

底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたと
ので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）
の規定により告示する。

平成十六年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成十七年一月六日から同月十七日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、うにびき網漁業
- 二 操業区域 東共第二十五号、東共第二十七号、東共第二十九号及び東共第三十
一号の各漁業権漁場の区域

- 三 操業期間 二月一日から七月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 百四十一隻

青森県告示第六百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり
道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年十一月三十日まで青森県県土整備
部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後	前	後			
1	国 道	三九四号	上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂九三の三から 上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂九四の一まで	上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂一六七の二から 上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂二二二まで	二 一・〇〇メートルから 二・〇〇メートルまで	二 〇〇・〇〇メートル			
2	県 道	野辺地六ヶ 所線	上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂一六七の二から 上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂二二二まで	上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂一六七の二から 上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂二二二まで	八 ・〇〇メートルから 八・〇〇メートルまで	九 四・五〇メートル			
3	県 道	豊川館岡線	西津軽郡稲垣村大字千年字清橋二〇の一から 西津軽郡稲垣村大字千年字亀菊二二の一まで	西津軽郡稲垣村大字千年字清橋二〇の一から 西津軽郡稲垣村大字千年字亀菊二二の一まで	一 七・五〇メートルから 一七・九〇メートルまで	四 八・〇〇メートル			

青森県告示第六百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり
道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年十一月三十日まで青森県県土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	豊道 豊川館岡線	供用開始の区間	西津軽郡稲垣村大字千年字清橋二の六から 西津軽郡稲垣村大字千年字亀菊一・二の七ま で	供用開始 の期 日	平成一六・二・一五
-----	-------------	---------	--	-----------------	-----------

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律
第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	黒石市青山五九の一及び五九の四から 五九の七まで	開発許可を受けた者の住所及 び氏名（名称）	黒石市緑ヶ丘八 西十和田観光開発株式会社
------------------------	-----------------------------	--------------------------	-------------------------

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 青森電水工業株式会社
- 二 代表者の氏名 西川 昭博
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字羽白字沢田三五の二五

- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第二二二二号
- 五 取消年月日 平成十六年九月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十五年十二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に
より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東日本住建
- 二 氏名 續 二郎
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪館前田四丁目二四の二五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一四〇九八号
- 五 取消年月日 平成十六年十月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ
り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 野月建設工業株式会社
- 二 代表者の氏名 野月 敏夫
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市西四番町九の三一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一〇七〇号
- 五 取消年月日 平成十六年十月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、管、造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年九月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 野月建設工業株式会社
- 二 代表者の氏名 野月 敏夫
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市西四番町九の三一
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一四)第一〇七〇号
- 五 取消年月日 平成十六年十月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、ほ装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年九月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年十一月一日

青森県選挙管理委員会委員長 金 澤 五 郎

一以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党野辺地町支部	熊谷晴雄	中谷 豊志逸	上北郡野辺地町字前田一七の三	平成 一六・六・四
自由民主党青森県農業支部	丸島 仁	窪寺洋志	青森市大字大野字前田八七の一	一六・六・〇
自由民主党青森県八戸市第五支部	熊谷雄一	笹森昭二	八戸市柏崎二丁目四の一三	一六・七・六
自由民主党今別町支部	明田平苗	相内武光	東津軽郡今別町大字村元字一村元八の四	一六・七・六
自由民主党弘前市支部	西谷 洌	鈴木順三	弘前市大字徳田町二九の三	一六・七・六
自由民主党岩崎村支部	棟方 隆	七戸年一	西津軽郡岩崎村大字大間越字釜沢一〇	一六・七・三

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日